



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 2 月 10 日（月曜日） 第 584 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○保安林の指定解除の予定の通知……………（自然環境課）	1
○指定採取源の指定……………（森林経営課）	1
○家畜伝染病発生の届出……………（家畜防疫対策課）	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課）	1

公 告

○県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（農村整備課）	2
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	2
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	2

告 示

宮崎県告示第63号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 2 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字大桑

- 木 570－42、 570－43（以上2筆国有林）
2 保安林として指定された目的 水源の涵養
3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第64号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、次のとおり指定採取源として指定する。

令和 7 年 2 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	指定年月日	指定採取源 の種別	樹種	所在場所	本数及 び面積	所有者等の名称 及び住所
6－ 1	令和7年1月30日	育種母樹林	スギ	宮崎市田野町白坂上甲2413番、2414番1、2414番2	510本 1,965㎡	株式会社長倉樹苗園 宮崎市田野町甲1599－1
6－ 2	令和7年1月30日	育種母樹林	スギ	宮崎市田野町松ノ木原甲48番、4849番	1,434本 6,811㎡	株式会社長倉樹苗園 宮崎市田野町甲1599－1
6－ 3	令和7年1月30日	育種母樹林	スギ	宮崎市田野町大丸甲1295番	250本 929㎡	株式会社長倉樹苗園 宮崎市田野町甲1599－1

宮崎県告示第65号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 7 年 2 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜伝染 病の種類	家畜の 種 類	患畜及び疑 似患畜の区 分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	都城市	令和7年 1月30日

宮崎県告示第66号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 7 年 2 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 八重その1地区

- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線により囲まれた土地の区域

- (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地			
1	児湯郡西米良村大字板谷字山瀬	418番3地	先国道敷	
2	” ” ” ”	418番3地	先国道敷	
3	” ” ” ”	418番3		
4	” ” ” ”	418番53地	先国道敷	
5	” ” ” ”	418番53地	先国道敷	
6	” ” ” ”	418番53地	先国道敷	
7	” ” ” ”	418番52		
8	” ” ” ”	418番10		
9	” ” ” ”	418番10地	先里道敷	
10	” ” ” ”	412番1		
11	” ” ” ”	412番1		
12	” ” ” ”	412番1		
13	” ” ” ”	405番2地	先村道敷	
14	” ” ” ”	396番地	先村道敷	
15	” ” ” ”	396番地	先村道敷	
16	” ” ” ”	395番1		

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、白鳥地区上原換地区県営土地改良事業（えびの市、県営畑地帯総合整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年2月10日から令和7年3月12日まで

3 縦覧場所

えびの市役所農林整備課内

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える

数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年1月18日現在次のとおりである。

令和7年2月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,555人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 209,716人

宮崎県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年1月18日現在次のとおりである。

令和7年2月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

西都市・西米良村選挙区 8,268人